

野村の証券取引約款
個人のお客様用



【当社の勧誘方針】

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の金融商品に関する知識や、投資経験・財産の状況・投資目的等のお伺いいたしました事項を総合的に勘案し、適切な勧誘・アドバイスに努めます。

【野村の個人情報保護方針】

個人情報利用目的

1. 有価証券・金融商品・金融取引その他の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内を行うため
2. 当社または関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売・サービスのご案内ならびに関連会社のご紹介を行うため
3. 適合性の原則などに照らし、商品・サービスのご提供の妥当性を判断するため
4. お客様ご本人であることまたはご本人の代理人であることを確認するため
5. お客様に対し、お取引結果、お預かり残高などのご報告を行うため
6. お客様および取引相手先とのお取引に関する事務を行うため
7. お客様との契約、ならびに法令等に基づく権利の行使や義務の履行のため
8. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービス

個人データの共同利用

います。

オンラインサービス

本章9条およびオンラインサービス約款の規定等に則って当社が提供する、インターネットを利用した有価証券の取引や証券情報等に係るサービスの総称をいいます。

前項の申込みは、証券総合サービスの申込みによって行うことができます。

の契約が締結されると保護預り口座が設定され、この契約に則っていつでも有価証券の保護預り等を行えることとなります。

第14条（ミリオン（けいぞく投資プラン））

当社の定める方法でお客様がミリオン（けいぞく投資プラン）の開始を申込み、当社が承諾すると、ミリオン（けいぞく投資プラン）に係る契約（本章、投資信託の累積投資に係る約款およびミリオン（けいぞく投資プラン）約款の規定等

第32条（諸料金・諸費用）

お客様の注文に基づく有価証券の売買等が成立したときは、当社があらかじめ定める手数料等をいただきます。

び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます)。

振替受益権の信託財産に係る配当または収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じです)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じです)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお

お客様が前項の比例配分方式による配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

お客様の振替決済口座に記帳がされた振替有価証券の数量に係る配当金の受領を当社または当社があらかじめ再委

取消等を受付ける手続きは、 および が定めるところに準じます。

第2条（譲渡・質入れ等の禁止）

野村カードは当社が貸与しているものであり、第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第3条（解約事由等）

【外国証券取引の留意点について】

外国証券取引を行う際には、次の点にご留意ください。

特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および
上場株式配当等受領委任に関する約款（特定口座約款）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が野村證券株式会社（以下、「当社」といいます）に設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3に規定する特定口座をいいます）に関する事項を定めるものです。

2 お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「野村の証券取引約款」その他の当社が定める契約条項および、租税特別措置法その他の法令（以下、単に「法令」といいます）によります。

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が当社に設定する特定管理口座（租税特別措置法第37条の11の

口座は廃止されます。

非課税口座廃止届出書が提出されたとき

出国届出書が提出されたとき、その他法令により非課税口座廃止届出書が提出されたものとみなされるとき

未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款

る非課税管理勘定から移管がされるもの

以外の上場株式等で、法令により受入れが認められるもの

3 第1項第1号の上場株式等の取得対価の額の合計額または前項第1号の移管時の価額の合計額は、それぞれ80万円を超えないものとします。

4 第1項および第2項にかかわらず、当社が定めるところにより、非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。

(非課税管理勘定または継続管理勘定に受入れる配当等の範囲等)

第6条

(廃止・解約事由)
第12条

格付記号のご説明（ご参考）

日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ（Moody's）、格付投資情報センター（R&I）、スタンダード&プアーズ（S&P）
における長期債の格付記号の説明を掲載しております。 （2014年12月時点）

【日本格付研究所（JCR）】

お客様各位

2019年4月
野村證券株式会社

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等の
一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に
該当せず、かつ将来と替 尼尼尼尼倉繼件 獮ナC 甌' ス、ナ鳥 票 2委較ñ ス概

は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報

-

-
